

○保有個人情報の開示・不開示に関する基本事項

審査基準

令和5年4月1日作成

法令名	個人情報の保護に関する法律
根拠条項	
処分の概要	保有個人情報の開示・不開示に関する基本事項
原権者(委任先)	岡山県公安委員会又は岡山県警察本部長
法令の定め	
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	
申請先	
問い合わせ先	警務部県民広報課情報公開室

別紙

[別紙参照]